

## 第4 監査の結果及び意見

### 1. 公有財産の一元管理について

「群馬県公有財産事務取扱規則」の規定により、公有財産ごとに各主管課がその事務を担当している。このような体制は、より実務に近い部署が担当することにより適時に適切な対応が行われる体制が整備されていると言える。反面県全体の総合的な視点からの検討が十分に実施されない弊害が懸念される体制であるとも考えられる。

この懸念について、県の部局横断的な主な施策として、「県有地利用検討委員会」及び「群馬県公共施設のあり方検討委員会」の設置が挙げられる。これらの委員会については、「第2 監査の対象とした公有財産の概要 5. 県有地利用検討委員会について」及び「同6. 群馬県公共施設のあり方検討委員会について」に記載のとおりである。

これらの委員会の活動により、県有施設の廃止を含めた活性化の検討と実践、未利用低利用財産の売却を含めた利活用促進活動及び平成21年度における土地開発基金の廃止による不要財産の取得リスク回避等が進められており、一定の成果を上げている状況にある。

県がこれらの委員会を組織し、改善活動を実施している背景には、県の土地政策等をめぐる環境の変化、例えば、土地のリスク資産化、少子高齢化の進行、財源不足、地方分権改革による市町村への権限移譲、高等学校及び警察署等の統廃合等々があるものと思われる。

更に、財源問題から、建替更新のサイクルが長期化している行政財産としての建物は、老朽化が進行し、延命策等の諸施策が必要となり、これに備えた予算措置等が大きな課題となる可能性を秘めている。

一方で上記のようなマイナス面のカバーの視点ではなく、県土整備部では「はばたけ群馬・県土整備プラン2008-2017」(平成20年3月)(注1)として整理されているとおり、北関東道の全線開通等の環境変化等をチャンスに地域の活性化のための取組が指針として示されている等、新たな発展も大いに期待されている環境がある。

このような大きな環境変化に対応し、更に県民の福祉の増大を目指すには、現在の分掌体制にある各所管課固有のニーズを超えて、未利用低利用財産に限らず、公有財産を最適に活用・管理する視点を持つことが極めて重要であると思われる。

最近の動向としてファシリティマネジメント(注2)の必要性が話題になっているが、このような管理手法の導入が期待される場所である。各部局で計画している今後の整備計画を統合して公有財産の最適活用の視点での検証が期待される場所である。

(注1) 「はばたけ群馬・県土整備プラン」は、今後、群馬が大きくはばたいていくた

めに、これからの10年間「群馬の社会資本整備はどのようなやり方で、何を整備していけばよいか」という県の指針であり、元氣「もっと、県土に活力を」、安全「もっと、暮らしに安心・安全を」、魅力「もっと、県土に魅力を」、環境「もっと、良好な環境を」の4つの取り組むべきことを掲げ、自然と共生し、未来に向けて、持続的にはばたける地域づくりを進めるとするものである。

(注2) 第4 1.(2)県有土地利用検討委員会のあり方について参照。

#### (1) 分掌体制の検討課題について

現在の分掌体制については次の検討課題が揚げられる。

##### 公有財産の有効活用の視点から

A 県有土地利用検討委員会における検討対象財産は、各部局長からの検討依頼に基づき選定されており、財産の利用可能性についても各部局の視点でのニーズであり、財政課の見解を取り入れているも、全庁的な視点での長期計画に基づいた議論とまではなっていない。

別途記載するが、当監査手続により未利用地・低利用地と判断された行政財産で県有土地利用検討委員会の検討対象とされていない財産も散見されている。

B 県有土地利用検討委員会における検討対象財産は、未利用地・低利用地に限られ、利用されている多くの公有財産が最適な活用状況にあるか否かの検討を行う仕組みが整備されていない。所管課内では最適活用と判断されるものも、全庁的視点で検討した場合に同様の判断となるか検討することも必要である。

C 財源不足の状況において各所管課では、追加支出を抑えることに判断のウエイトが占められ、追加予算を必要としない現状維持が最適と判断される可能性がある。例えば警察署の統合により交番化した施設は、人員規模等の縮小にも関わらず従前の土地・建物を継続利用することとなり、規模に合わない施設の利用となる可能性がある。これらは、予算の課題が先行することになるが、部局単位の予算では限界がある。

D 「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」により、例えば未利用地を処分する場合に、その土地にある老朽化した建物の取壊しを所管課の予算で行うなど、所管課が処分までの準備事務を担当することから、所管課の予算の都合でその対処が遅れる可能性がある。

##### 県有財産をめぐる事務処理の効率性・経済性の視点から

A 取得から処分までの事務が、所管課の責任で行われているが、所管課単位では

発生頻度の低い取得及び処分等の事務は、担当者の習熟度が低くならざるを得ず、決裁手続等の不備が発生する可能性は高く、効率的な事務処理体制とは言い難い。

- B 不法占用等、改善すべき事務が発生した場合も適切な情報共有が行われず、改善活動が遅れる可能性がある。
- C 老朽化対策等については、各所管課の予算において行われていることから、現在でも待ったなしの状況になるまで予算の確保が難しい事例もあり、その優先順位の判断を全庁的視点で行うことはできず、計画的な財産の維持管理体制にあるとは言い難い。

## (2) 県有地利用検討委員会のあり方について

### (意見1)

上記の検討課題の多くは、土地及び建物を一元管理することにより改善可能と思われる。

県有地利用検討委員会は、現在では、上記のとおり「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」に基づき、主に未利用地低利用地の処分を含めた有効活用の検討を行っているが、県有地利用検討委員会設置要領第1に「県有地の有効活用を図るため、県有地利用検討委員会を設置する。」と規定されているとおり未利用地・低利用地に限らず県有地の有効活用がその目的であり、ファシリティマネジメント(注1)の推進が期待される。同委員会をファシリティマネジメント委員会として位置づけ、県有地の最適化構想(コスト最小、効果最大)実現のための環境整備及び利用部局の最適化管理を担当する組織とすることが望まれる。

#### (注1) ファシリティマネジメントについて

社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会においては、「企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と定義し、「業務用不動産(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動」と補足説明をしている。(社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会ホームページ)

財務省、国土交通省及び一部の他県等でもその取組が紹介されている。

低利用地の中でも現在進められている検討の成果に大きな期待がかかる旧高崎競馬場跡地の所管課は、その経緯から農政部農政課であるが、有効活用の検討については、部門横断的に企画部地域政策課が高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会を設置して行っており、全庁的視点に立って総合的な地域政策の一環としての検討結果を期待す

るところである。

未利用地の有効活用のみならず、形式的には有効活用の状況にある財産についても、立地、地価等にふさわしい利活用となっているか、他の活用により更に価値ある利用方法はないか等の検討が、県有地の総合的最適化構想の一環として行われ、その成果として県有財産のリストラクチャリング計画が作成されることが期待される。

このような環境において、ファシリティマネジメントの機能のひとつとして、県有財産の最適整備のための資金計画を合わせて検討することが必要である。緊縮財政においては、県有財産を如何に有効活用するかにより、予算に占める県有財産取得支出、工事費支出等を抑えることを検討することは極めて重要であるが、県有財産の有効活用としては、未利用財産の計画的売却もそのひとつの選択肢であり、行政改革推進法においても、未利用財産の処分並びに財産の取得と賃借の比較検討を奨励している。

少子高齢化社会を前提に必要にして十分な行政財産の規模を図り、その財源を計画的に管理することが必要であり、今後の財源として PFI（注）の手法、県民債の適正規模の検討と合わせ、普通財産の計画的処分は、一般会計の負担を最小限に抑え県有財産を維持する財源を確保するひとつの方法であると考ええる。

現在は、財産の処分による収入は計画性がなく見込みが立ちにくく、処分年度の一般会計の収入実績に計上され特定の財源とはならない。高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会における中間報告においても、旧高崎競馬場跡地整備の財源として現在の競馬場跡地の賃借料収入を特定財源とする意見が公開されているが、県有財産の維持管理の支出に充てる特定財源として県有財産の処分収入の一部を計画的に基金として積み立てることもひとつの有効な手段であると考ええる。かつて、土地開発基金が必要であったのと同様に県有財産維持更新基金等の検討が望まれる。

（注） PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法である（内閣府民間資金等活用事業推進室より）

### （ 3 ） 管財課と所管課の責任分担について

#### （意見 2）

一元管理を行う場合にも、公有財産すべてを総務部管財課等特定の部署（以下管財課等）が取得、管理、処分のすべてのフェーズを担当することは効率的でないばかりか内部統制的にも望ましい形態とは言えず、業務の効率性と内部統制の適正な整備を考慮した事務の分掌が必要である。

管財課等で一元管理すべき事項は、財産の整備部門としての取得、有効活用の管理

及び処分であり、行政財産の利用部門である各所管課は利用部門としての利活用及び日常の維持保全の管理を担当することであり、その責任を分担すべきである。

5年10年等の周期的な保守メンテナンスは、管財課等が長中期の計画を立案し、利用部門の管理の状況により優先順位を持って実行すべきである。

このような責任体制の整備により、財産の整備部門としての管財課等は、財産の取得から処分までの一連の事務を統括し、習熟した担当者により正確で効率的な事務を期待するとともに、管理の移管にともなう事務の引き継ぎ等のリスクも軽減されることが期待される。また、管財課等のこれらの一連の業務は、ファシリティマネジメント委員会に報告しモニタリングを受ける体制が望まれる。

利用部門である所管課には、整備部門である管財課等に対し利活用の状況（使用許可を含む）を含めた規則第3章の管理体制と実施結果の報告を義務づけることにより、有効活用及び管理実行のモニタリング体制とし、積極的で取りこぼしのない管理の実施体制を期待したい。現在でも指定管理者制度の対象施設及び警察署等の一部では管理状況の報告体制が機能している。

更に、平成21年度より公表している財務諸表のうち、行政コスト計算書を各所管課に展開し、減価償却費相当額を各所管課の行政コストとして認識するとともに、所管課のコスト低減を計画的に管理することにより、所管課が不要な財産を早期に管財課への所掌替え或いは分掌替えする環境を整え、未利用財産の発生の低減、管理コストの低減を図ることが有効と考える。

#### （4）一元管理のための情報システムの整備について

##### （意見3）

上記のとおり膨大な件数である公有財産を一元管理するためには、情報の一元化が必須であるが、県では平成13年度に公有財産管理システムを導入し、全庁の公有財産の一元管理が可能な環境が整備されている。この情報システムに管理の実施状況の報告機能を強化し、これらの情報を有効活用することにより公有財産のより有効な活用が図られることを期待する。

この体制のための、公有財産管理システムの検討課題は別途記載する。